

議会改革特別委員会での検証事項

1 PC またはタブレット端末の貸与と持ち込み 【凜翔絆提案分】

審査機能の充実や議会運営の効率化の観点から全議員への同仕様の PC またはタブレット端末を貸与する。また、現在は委員会については、議長と委員長への許可を得れば PC またはタブレット端末を持ち込めることになっているが、この許可を不要とする。本会議についても、議長の許可なく PC またはタブレット端末を持ち込むことを認める。

2 委員会の専門性を発揮するための検討 【凜翔絆提案分】

逐条地方自治法によれば、「常任委員会制度の目的は、広汎多岐にわたり、しかも専門化し、技術化していく普通地方公共団体の事務を、予備的に、合理的能率専門的に調査し審議するために認められたものである」とある。そこで、本市の常任委員会においてもより一層に委員会の専門性を発揮するための検討をする。

3 会議規則に沿った議会運営【凜翔絆提案分】

委員会審査独立の原則に鑑みて、委員外議員の発言については会議規則に沿ったものとする。

4 議会基本条例第 12 条「質問」【塩見議員提案分】

| 条項 | 現行 | 改正案 | 提案趣旨・理由 |
|--------|---|---|---|
| | (質問) | (質問・ <u>質疑</u>) | |
| 第 12 条 | 議員は、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び全員協議会(次項において「本会議等」という。)において <u>質問</u> するときは、論点の整理を行い、争点を明確にするよう努めなければならない。 | 議員は、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び全員協議会(次項において「本会議等」という。)において <u>質問等</u> を行うときは、論点の整理を行い、争点を明確にするよう努めなければならない。 | 質問と質疑があるが、いずれも論点を明確にする必要があるのは同じであることから「質問等を行うときは」としてはどうか。 ※全国町村議会議長会編「議員必携」によれば、「質疑は、議題に供された事件について疑義をただすもの」であり、生駒市会議規則第 58 条第 3 項にも「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない」(この場合の「意見」とは、前記「議員必携」によると「討論の段階で述べるような賛成、反対の意見であって、自己の見解を述べないと質疑の意味をなさないようなものについてまで禁止しているものではない」とされている。)一方、「質問は、議員がその町村の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるもの」とされている。 |
| 2 | 議長から本会議等に出席を要請された市長等は、議員の質問に対して、その趣旨を確認するための質問をすることができる。 | 議長から本会議等に出席を要請された市長等は、議員の <u>質問等</u> に対して、その趣旨を確認するための質問をすることができる。 | |

5 議会基本条例第20条「議員研修の充実」【塩見議員提案分】

| | (議員研修の充実) | (議員研修の充実) | |
|----------|---|--|--|
| 第20条 | 議会は、その政策形成機能、立法機能及び行政監視機能の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。 | 議会は、その政策形成機能、立法機能及び行政監視機能の向上及び <u>議員の品位の保持</u> を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。 | 議会の機能向上と合わせて、第19条「政治倫理」や「ハラスメント防止」を徹底するための研修が必要。 |
| 2 | 省略 | | |
| <u>3</u> | | 議会は、この条例の制定趣旨についての理解を深めるため、一般選挙後の議員の任期開始後速やかに、議員に対し、この条例に関する研修を行うものとする。 | 議会基本条例を制定して10年が経過したが、各条文に定められた理念を引き継いでいく必要がある。 |

6 本会議の活性化について【塩見議員提案分】

現在、傍聴議員を含めて全議員が委員外議員として委員会で発言ができる。そのため、本会議質疑や委員長報告、委員長報告に対する質疑は「実質」省略され、形骸化しているが、本会議だけを傍聴する市民からは、どのような審査過程を経て目の前の採決に至るのかが見えにくい。委員会運営のあり方と合わせて見直し検討が必要である。